

1. 景観重要建造物*・景観重要樹木*の指定方針

(1) 基本的な考え方

良好な景観を構成する重要な資源(建造物又は樹木)について、景観法*に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することで、市民共有の景観資産として保全し、次の世代に継承することが可能となります。

市内には、シンボリックな資源である杵築城をはじめ、伝統的な様式の建築物や寺社、地域のなりわいや文化を今に伝える建築物、沈み橋*や国東塔等の建造物、鎮守の森やご神木となっている巨木・古木、松並木など、多くの人々に親しまれている資源が数多く分布しています。これらは、歴史的・文化的な価値が高い稀有なものから、地域に馴染み深く、多くの人々に愛着を持って大切に受け継がれてきているものなど、多様なものが考えられます。

本市では、景観形成の考え方として5つの心得を掲げています。これらの実現には、欠くことのできない重要な資源を適切に保全するとともに、その周囲で行われる建築・開発行為に対して調和を図るよう促し、魅力ある景観が将来にわたり受け継がれていくよう、官民が協働*して取り組むことが重要です。

景観行政と文化財行政が互いに連携しながら、景観形成を図る上で、市民にとって重要なものについては、次に示す指定方針に基づき、「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」の指定を行うこととします。

なお、文化財保護法*により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しないものとします。

※参考：景観法施行規則

(景観重要建造物の指定の基準)

第6条 法第19条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域*内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

(景観重要樹木の指定の基準)

第11条 法第28条第1項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(2) 景観重要建造物の指定方針

本市では、道路等の公共の場から容易に見ることができる建造物のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定できることとします。

指定にあたっては、その評価について有識者等の助言を受けるとともに、当該建造物の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要建造物に指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

[要件]

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
- 大分県文化財保護条例に基づく大分県指定文化財に指定されている建造物
- 杵築市文化財保護条例に基づく杵築市指定文化財に指定されている建造物
- ランドマーク*やシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、優れたデザインや特徴ある外観を有するなどにより、周囲と一体となって良好な景観形成を牽引している建造物
- 他の地域にあるものに比べ、景観上、稀有な価値があると認められる建造物

(3) 景観重要樹木の指定方針

本市では、道路等の公共の場から容易に見ることができる樹木又は群を形成している木立のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定できることとします。

指定にあたっては、その評価について有識者等の助言を受けるとともに、当該樹木の所有者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要樹木として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

[要件]

- 杵築市文化財保護条例に基づく杵築市指定天然記念物に指定されている樹木
- 大分県文化財保護条例に基づく大分県指定天然記念物に指定されている樹木
- ランドマークやシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、特徴ある樹形を有するなどにより、周囲と一体となって良好な景観形成を牽引している樹木
- 他の地域にあるものに比べ、景観上、稀有な価値があると認められる樹木

2. 屋外広告物*の表示及び掲出に関する事項

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、景観を構成する要素の1つであり、その表示・掲出の方法により景観形成に与える影響は大きなものとなります。

現在、市内において、一定の屋外広告物を表示・掲出する際には、大分県屋外広告物条例*に基づく許可基準が定められており、許可が必要な場合があります。

本市では、屋外広告物もそのデザインや掲出方法によっては、景観を構成する重要な要素となることを踏まえ、屋外広告物の表示及び掲出について、配慮事項を示し、景観と調和のとれた経済活動を誘導するよう努めます。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の点について配慮を求めます。

[配慮事項]

- 周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とする。
- 複数の屋外広告物を掲出する場合には、数・設置位置を集約する。
- のぼり旗、張り紙などは最小限の数とする。
- 安全上、支障のないよう定期的な維持管理に努める。
- 名勝等の優れた自然景観を有する地域では、眺望を阻害するところへの設置を避ける。
- 奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避ける。
- 特色ある景観を有する地域では、地域イメージを阻害しないよう素材・デザイン、設置位置等において配慮する。

3. 景観重要公共施設*の整備等に関する事項

(1) 基本的な考え方

道路や公園、河川、港湾等の公共施設は、その整備のあり方により、周囲に与える影響が大きくなる場合も見られます。地域の景観は、これらの公共施設と民間施設が融合することで形作られていることを踏まえ、地域の景観に配慮した公共事業の実施に努めることが必要です。特に、重要な骨格を形成している幹線道路や河川、景観重点地区の区域内の道路や公園等については、良好な景観形成を図る上で重要な要素といえます。

本市では、これらの道路や河川、公園等について、国・県等の公共施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の景観形成の両面からの取組みを推進します。

[指定の対象]

- 市内の骨格を担う主要な公共施設
- ランドマークやシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
- 今後「景観重点地区」に指定する地区など、地区レベルでの景観形成を推進する上で重要な公共施設

(2) 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設に指定した公共施設については、以下に示す整備に関する方針に基づき、良好な景観の形成に向けた取組みを進めます。

公共施設	整備に関する方針
道路・橋梁	<ul style="list-style-type: none">○ 道路線形は、地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面*が最小限となるようにする。○ 道路の法面は、緑化を行うなど周囲の景観との調和に配慮する。○ できる限り街路樹や植栽帯を整備するとともに、適切な維持・管理に努める。○ 交通安全施設や標識、案内板等の設置にあたっては、周囲の景観と調和し、かつ統一感のある形態・意匠*^ンどう、色彩、素材とする。○ 橋梁の整備等にあたっては、周囲の景観との調和に配慮し、落ち着いた形態・意匠、色彩とする。○ 沈み橋などの地域の歴史・文化を象徴する資源は、治水計画上支障のない範囲で保全に努める。○ 多くの人々が利用し、よい眺めを望める区間には、休憩場所やポケットパーク*を設置するなど、眺望を楽しむことができるように工夫する。

公共施設	整備に関する方針
河川	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多自然型川づくり*を基本とし、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省）を踏まえた整備に努める。 ○ 河川護岸の整備にあたっては、治水上の安全性を適切に確保しつつ、自然環境に馴染むよう自然素材を用いるなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ○ 水辺に近づける広場や水辺を眺めることができる散策路を整備するなど、眺望を楽しむことができるよう工夫する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園施設を設ける場合は、形態・意匠、色彩、素材を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 ○ 既存の樹木などの適切な維持・管理に努める。 ○ 多くの人が集い、よい眺めを望める地点には、休憩場所やベンチを設置するなど、眺望を楽しむことができるように工夫する。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 護岸等の整備にあたっては、自然環境の保全や周囲の景観との調和に配慮する。 ○ 既存の松並木等の適正な維持・管理に努める。 ○ 海や海岸を眺めることができる場を整備するなど、眺望を楽しむことができるよう工夫する。

※協議が整い次第、各施設についての具体的な整備方針等を定めることとします。